

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、一緒に国民年金保険料を納付したとする妻は、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 60 歳までの定額保険料を全て納付済みである。

また、申立人は、国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月から 60 歳まで、申立期間を除き全て定額保険料を納付している上、申立期間の前年度である昭和 50 年度及び申立期間後の 52 年 4 月から 60 歳到達月の前月である平成 8 年*月まで、付加保険料を含めて納付しており、納付意識の高さが認められることから、申立期間の保険料は、付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、制度上、付加保険料を納付できるのは定額保険料が納付された月でなければならないところ、申立人に係る A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿では、申立期間において、毎月付加保険料相当額である 400 円のみが納付された記録となっている上、B 市役所保険年金課では「申立期間当時、定額保険料と付加保険料の納付書は別々ではなかったと思われる。」と回答していることから、記録管理の不適切さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から54年3月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和55年6月から58年3月まで
④ 昭和59年7月から同年9月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、申立期間①、②、③及び④の期間が未納となっているが、保険料を納付しなかった覚えが無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けて、昭和58年4月から国民年金保険料を納付し始め、長期にわたって保険料を納付しており、同年同月以後は申立期間④を除き保険料の未納期間が無いことから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間④は3か月と短期間であり、その前後の期間の保険料が現年度納付されていることを踏まえると、申立期間④の保険料も現年度納付されたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①、②及び③について、申立人は、「昭和50年7月にA市へ戻った後、同市で国民年金の加入手続を行い、半年分くらいの国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する年金手帳の記載内容及び前後の任意加入者の資格取得日から、昭和58年4月頃にB市で払い出されたものであることが推認され、その時点において、申立期間①、②及び申立期間③のうち55年6月から同年12月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間③のうち、昭和 56 年 1 月以降の保険料は遡って納付することが可能であるものの、申立人は、「保険料を B 市で遡って納付したかどうか、はっきり覚えていない。」と述べている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果からは、保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出された形跡もうかがえない上、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和39年4月にA社（現在は、C社）に入社し、平成14年6月27日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社人事部が発行した証明書によると、申立人は昭和39年4月1日に同社に入社し、申立期間に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた昭和39年4月に同期入社した元同僚5人、申立人の同期でB支店において資格取得している元同僚及び申立人の妻が名前を挙げた同期の元同僚3人は、いずれも入社当初から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B支店において、申立人の1年後に入社している元同僚二人も入社当初の4月から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた経理担当者は、「試用期間が3か月間あったが、その間の費用は、本社が負担し、試用期間中でも厚生年金保険に加入させていたので、申立人についても、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 39 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の資料が無いため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間①のうち、昭和55年12月30日から56年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月18日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和56年9月18日から同年11月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日（昭和56年9月18日）に係る記録を同年11月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 55 年 12 月 30 日から 56 年 3 月 1 日まで
② 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
③ 昭和 56 年 4 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 1 月頃から 57 年 3 月頃まで、引っ越し専門の A 社及びその関連会社に給与計算担当の正社員として勤務していたが、年金事務所から年金記録について文書連絡を受けたので確認したところ、申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者期間が相違し、申立期間②について、標準報酬月額が相違しているので訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初 13 万 4,000 円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和 56 年 4 月 30 日より後の異なる日付で、申立人を含む多数の者の標準報酬月額が遡って減額訂正されており、申立人の場合、同年 9 月 18 日付けで、当該期間の標準報酬月額が 7 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間②の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、昭和 55 年 12 月 30 日から 56 年 2 月 1 日までの期間については、A 社及び B 社の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に A 社から B 社に異動となった記録が認められる元同僚は、「A 社と B 社は関連事業所であり、仕事の内容に変わりはなく、厚生年金保険料も給与から継続して控除されていた。」と供述しているとともに、当該元同僚から提出された昭和 55 年 12 月の給与明細書によると、当該元同僚は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、適用事業所名簿によると、A 社は、昭和 55 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿謄本によると、同社は 52 年 7 月 22 日に設立された法人であり、C 社に商号変更した後、平成元年 12 月 3 日に解散していることが確認できるとともに、当該期間において、少なくとも 5 人以上の従業員が継続して勤務していたと推認できることから、A 社は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たして

いたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においては、A社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年11月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、昭和56年2月1日から同年3月1日までの期間については、A社及びB社の複数の元同僚の供述並びにB社が厚生年金保険の適用事業所となった日が同年2月1日であることから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に異動となった記録が認められる上述の元同僚から提出された同年2月の給与明細書によると、当該元同僚は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においては、B社において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社の標準報酬月額に係る上記訂正を行った後の昭和56年3月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると平成元年12月3日に解散しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③のうち、昭和56年4月30日から同年9月18日までの期間については、雇用保険の加入記録から、申立人は、B社に継続して勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の記録では、同年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、B社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和56年4月30日）より後の同年9月18日付けで、遡って同年4月30日に訂正

されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿において、昭和56年9月18日付けで資格喪失日を同年4月30日に遡って訂正された者が66人（申立人を含む。）、標準報酬月額が減額訂正が行われた者が63人及び資格取得を取り消された者が8人確認できる。

さらに、B社の商業登記簿謄本によると、同社は、適用事業所でなくなった日（昭和56年4月30日）以後も法人として存続していたことが確認できる上、同社の複数の元同僚が当該日以後も同社に継続して勤務していた旨供述しており、同社が当該日以後も当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った同年9月18日であると認められる。

また、昭和56年4月から同年8月までの標準報酬月額については、B社の標準報酬月額に係る上記訂正を行った後の56年3月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和56年9月18日から同年11月11日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているB社の複数の元同僚は、「A社、B社、C社と社名が変わっただけで、当該期間において社員は同じ条件で雇用され、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

一方、適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、B社は、昭和56年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、上述のとおり、同社は、当該期間においても適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B社の資格喪失日に係る上記訂正を行った後の昭和56年8月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、B社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められ

る。

申立期間③のうち、昭和 56 年 11 月 11 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人は、「B 社に勤務していた。」と主張しているが、雇用保険の加入記録を確認できない。

また、申立人は当該期間の保険料控除資料を所持しておらず、申立人と同一日に同社に係る被保険者資格を喪失している元代表取締役から調査に協力を得られなかったことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月10日

私は、平成17年4月10日にA社から賞与を支給されたが、その賞与についての標準賞与額の年金記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る記録(異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧)により、申立期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している複数の元同僚が所持している賞与明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の基金の記録及び同僚の賞与明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、28万5,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の元同僚も、その所持する賞与明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年12月から4年6月までは22万円、同年7月から5年8月までは26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年9月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成3年12月から5年8月までの厚生年金保険の標準報酬月額が11万円に引き下げられており、納得できない。給与振込額が分かる預金通帳及び雇用保険被保険者離職票を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年6月までは22万円、4年7月から5年8月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年11月17日）より後の6年1月7日付けで、3年12月1日に遡及して11万円に引き下げられている上、複数の元同僚についても、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後に申立期間の標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票によると、申立期間の一部の期間にあたる離職の日以前1年間の平均賃金月額は、当該遡及訂正前の標準報酬月額26万円を上回っていることが確認できる上、併せて申立人から提出された預金通帳によると、同社からの給与振込額から推認できる申立期間の給与支給額は当該遡及訂正前の標準報酬月額に相当する額であったことが認められる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本において、申立人は同社の役員ではないことが確認できる上、申立人は、「同社ではソフトウェアの開発業務を担当していた。」

と述べていることから、当該標準報酬月額の変及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記変及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成3年12月から4年6月までは22万円、同年7月から5年8月までは26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社し、平成20年3月31日まで同社に勤務した。申立期間に同社B支店から同社本社へ転勤したが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのはおかしい。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る異動歴から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記異動歴には、A社B支店から同社本社への異動日は昭和57年3月12日と記載されているが、同社は、異動に伴う厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日については各月1日付けであった旨回答していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和57年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険

者の資格喪失日を昭和 57 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成元年2月まで

私は、昭和36年に国民年金制度が開始されてから60歳到達月の前月の平成2年*月まで国民年金保険料を納付してきたが、申立期間は第3号被保険者期間であり、保険料の納付は不要であると知ったので、納付した申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年に国民年金制度が開始されてから60歳到達月の前月の平成2年*月まで国民年金保険料を納付してきた。」と主張しているが、オンライン記録で、申立期間は第3号被保険者期間となっているところ、第3号被保険者に該当した日（昭和61年4月1日）の事務処理は同年4月18日に行われ、夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失（平成元年3月21日）したことによる第3号被保険者非該当の事務処理は同年8月10日に行われていることが確認できることから、申立期間は保険料の納付を要しない第3号被保険者期間として適正に事務処理が行われている。

また、仮に、第3号被保険者期間に保険料の納付が行われた場合は、当該保険料は過誤納となり、還付されることとなるが、オンライン記録において、過誤納発生記録は見当たらず、保険料の納付が行われた事実はうかがえない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年8月から同年10月までの期間及び20年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月から同年10月まで
② 平成20年4月から同年12月まで

私は、平成21年7月に、社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の免除申請手続を行ったときに、過去2年間の保険料を納付できると教えられ、その時点で2年前の19年7月からの保険料の納付書を作成してもらい、納付できる期限が過ぎる前に1か月分ずつ納付していたのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付できる期限が過ぎる前に、複数のコンビニエンスストアで納付していた。」と述べているが、納付したとするコンビニエンスストア等の記憶が定かではなく、申立期間①及び②の保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料を1か月ずつ納付していた。」と述べていることから、その納付回数は合計12回となるが、複数のコンビニエンスストア及び社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）において、複数回にわたって保険料収納事務の過誤が生じたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られた上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏ま

えると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年7月から18年6月までの国民年金保険料については、若年者納付猶予により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月から18年6月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料の若年者納付猶予申請を行ったにもかかわらず、申立期間が若年者納付猶予期間となっておらず、単なる未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間に係る国民年金保険料の若年者納付猶予申請を行ったにもかかわらず、同期間が若年者納付猶予期間となっていない。」と主張している。

しかし、申立人の申立期間当時の居住地であるA区が保存していた申立人に係る国民年金の記録によると、同区は、平成18年1月31日に郵送により提出された国民年金保険料の「全額免除」の申請書を受け付け、同年2月17日に社会保険事務所（当時）に送付し、当該申請は、同年2月28日に「却下」と決定されていることが確認できる。

また、申立期間当時の国民年金保険料の若年者納付猶予の申請書は、免除及び納付猶予共通の様式であり、「1. 全額免除 2. 半額免除 3. 納付猶予」のうち審査を希望する種別を選択（複数選択可）する形式であったが、申立人が申立期間に係る保険料の若年者納付猶予申請手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上の状況を踏まえると、申立人は、申立期間に係る保険料免除及び納付猶予申請書に、「1. 全額免除」のみを選択して申請し、審査の結果、全額免除が認められなかったことにより、申立期間が未納期間となったものとするのが自然である。

さらに、申立人が若年者納付猶予制度により申立期間の国民年金保険料の納

付を猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料の納付が猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を若年者納付猶予により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から49年3月まで

私は、結婚したときに、義母から国民年金をどうしているのかと聞かれたことがきっかけで、昭和47年12月頃、A町B（地名）にあった郵便局で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し始めた。申立期間の保険料は夫が納付済みとなっているのに、結婚して夫と暮らし始めた申立期間について私の保険料だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した昭和47年12月頃に国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年12月13日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された手帳記号番号の一つであること、申立人の所持する国民年金手帳には発行日が50年1月23日と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続きは、同年1月頃に行われたものと推認され、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「申立期間の保険料は夫が納付済みとなっているのに、私の保険料だけ未納とされていることは納得できない。」と述べているところ、申立人の夫の加入手続きは、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、結婚前の昭和44年11月頃に行われたと推認される一方、申立人の加入手続きは、前述のとおり、申立期間より後の50年1月頃に行われたと推認されることから、申立人は、加入手続きが行われるまで国民年金に未加入であり、申立人の夫と同じように申立期間当時に国民年金保険料を納付できる状況ではなかったことがうかがえる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 54 年 6 月までの期間、56 年 2 月から同年 11 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 56 年 2 月から同年 11 月まで
③ 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私は、A 社（現在は、B 社）を退職したときに総務課から国民年金の説明を受け、昭和 53 年 10 月頃に C 市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、初めての年金手帳を受け取り、国民年金保険料を納付した。その後も、勤務した会社を退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失するたびに、その年金手帳を提出して国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 10 月頃に、初めて国民年金の加入手続を行い、その後勤務した会社を退職するたびに国民年金の加入手続を行った。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 61 年 5 月 16 日に社会保険事務所（当時）から C 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、オンライン記録において、申立期間①、②及び③に係る申立人の国民年金の資格取得日及び資格喪失日の資格記録は、社会保険事務所において同年 7 月に処理されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は同年 7 月頃に行われたものと推認されることから、その時点までは、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間①、②及び③当時に国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 61 年 7 月

を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、「現在所持している年金手帳は初めてのもので、昭和 53 年 10 月頃に C 市役所で国民年金の加入手続を行い、受け取ったものである。」と主張している。

しかし、上記の年金手帳の最初の住所欄に記載された住所は申立人の戸籍の附票によると昭和 57 年 2 月 5 日に行われた土地の名称変更による変更後の住居表示であること、同年金手帳には C 市が所在する D（地名）での発行を示す「D（地名）」の記載は無く E（地名）での発行を示す「E（地名）」の記載があること、及び同年金手帳の「初めて厚生年金保険被保険者となった日」欄には「昭和 54 年 7 月 23 日」と記載されていることから、同年金手帳は、申立人が申立期間①の後に勤務した E（地名）所在の事業所において厚生年金保険に加入した際に交付されたものと考えられ、申立人が 53 年 10 月頃に国民年金に加入した事情はうかがえない。

このほか、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案4560（事案1651の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から41年3月までの期間及び46年1月から51年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から41年3月まで
② 昭和46年1月から51年10月まで

私の夫は、結婚するまでは、夫の両親が国民年金保険料を納付してきてくれたはずであると言っていたので、申立期間①の保険料が未納とされていることは納得できない。また、昭和45年9月に結婚した後は、私が夫婦二人の保険料を納付したはずなので、申立期間②の保険料が未納とされていることは納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和41年2月以降に申立人の兄と連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 同年2月以降の時点で、申立期間①のうち38年8月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も、37年3月から申立期間①を含め41年3月までの保険料が未納となっていること、iii) 加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする両親は既に他界し、同時期に加入した兄とも連絡が取れない上、申立人は直接関与していないことから、加入及び納付の実態が不明であることなどを理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、その妻の手帳記号番号は、54年7月以降に払

い出されていることが確認できる上、申立期間②について妻は未加入期間であることから、制度上、妻の保険料を納付することはできず、申立内容に不自然さが認められること、ii) 申立期間②の保険料を納付していたとする申立人の妻は、納付時期及び金額等についての記憶が明確ではなく、納付状況が不明である上、意見陳述においても申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえなかったことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間①については、新たな資料等の提出は無く、申立期間②については、新たに「保険料の納付場所はA銀行B支店であった。」と主張しているが、同行B支店は、「申立期間当時の窓口業務に係る国税の領収記録や国民年金保険料の領収記録等は、保存期限が経過しており、残っていない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける回答を得ることはできない。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4561（事案 954 及び 1818 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から54年6月まで

私は、第一子を出産後、夫に「将来は自分の年金がもらえるようにしておきなさい。」と言われ、昭和46年から47年にかけての冬にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入当日に、会社を退職した45年に遡って国民年金保険料を納付した。その後は毎年送られてくる納付書により、B銀行で毎年一括して保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号の払出日から申立期間の国民年金保険料を納付し得ないこと、申立内容に不自然な点が見られることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年1月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「二人の友人が申立人の国民年金の加入について申述してくれる。」として、再申立てを行っているが、友人二人の申述からは、申立人の主張どおりの時期に、申立人が国民年金の加入手続きを行ったことはいかかわらず、併せて申立人が提出した書面にも、当初の判断を変更すべき新たな事実が認められないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行い、新たに「申立期間の保険料の納付場所はB銀行C支店であった。」と主張しているが、同行C支店は、「申立期間当時の窓口業務に係る国税の領収記録や国

民年金保険料の領収記録等は、保存期限が経過しており、残っていない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける回答を得ることはできない。

そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5348（事案 4841 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 18 日から 11 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 10 月から平成 11 年 10 月 1 日まで、A 市の B 事業所 C 事務所に勤務していたが、9 年 10 月 18 日以降の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。

前回の通知後、裁判所の仮処分の決定及び当時の預金通帳を新たな資料として見付けた。この仮処分の決定により、厚生年金保険料控除後の金額として月々 20 万円支給され、預金通帳には月々 20 万円入金されている。

また、前回の通知では、当該事業所との和解調書において、厚生年金保険の取扱いに対する記載が無いことを理由の一つとしているが、この和解調書は、有効ではなく、申立期間を厚生年金保険被保険者とすべきであることから、前回決定は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人から提出された和解調書から厚生年金保険の取扱いに係る記載は確認できないこと、ii) 申立人は、「申立期間は、事業所に出勤を拒否されていたので、勤務はしていない。」と供述していること、iii) 当時の理事は、申立期間の厚生年金保険料を控除していないと供述している上、複数の元同僚は、「申立人は、平成 9 年 10 月頃、出勤停止になった。」と供述していること、iv) 申立人は、平成 9 年 10 月 18 日に国民健康保険に加入していることが確認できることなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 11 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回新たな資料として、仮処分の決定及び当時の預金通帳を提出

しているが、当該仮処分の決定には、事業主が負担する各種の公租公課の取扱い及び厚生年金保険料に関する取決めの記載が無い上、預金通帳によると、仮処分の賃金仮払い金額と同額が振り込まれており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できない。

また、当該仮処分決定は、「従業員として地位保全する必要性はない。」と判断しており、ほかに勤務実態を確認できる新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「B事業所は解散しているが、親会社で残務整理をしている者がおり、債権債務を確認できるはずだ。」と主張しているが、商業登記簿謄本から、当該事業所は、平成22年3月31日解散決議、22年9月10日清算終了となっている上、元理事は、「B事業所の残務整理は、2、3年前に終了しており、書類は残っていない。」と供述している。

なお、申立人は、「和解調書は、有効なものではなく、申立期間を厚生年金保険被保険者とすべきだ。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについて、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断するものであり、これと離れて和解調書の有効性を判断するものではない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月4日から32年9月1日まで

私は、昭和24年1月から32年8月末までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、この期間を脱退手当金として受給した記録となっていることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について脱退手当金は受け取っていない。」と主張しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の計算の根拠となる平均標準報酬月額、脱退手当金の支給金額及び支給年月日が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年9月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月

私は、申立期間にA社に勤務しており、平成 18 年 2 月に賞与が支給されたのに、当該賞与に関する厚生年金保険の記録が無く、納得できない。間違いなく賞与は支給され、賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた平成 18 年 2 月に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、申立人に係る平成 19 年度市民税・県民税賦課状況証明書に記載された平成 18 年分の社会保険料控除額は、オンライン記録において確認できる同年の標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づき算出した厚生年金保険料並びに健康保険料の合算額に同年の給与総支給額に基づき算出した雇用保険料額を加えた額におおむね一致している。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は、「賞与等の給与関係資料は保存されていない。」と回答していることから、申立期間において、同社から申立人に賞与が支払われ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。